

4番 新風クラブ 井上 恭子

議案第92号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

平成26年12月18日

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第5条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改めることの反対討論をします。

これは先の一般会計補正予算で反対討論をしました理由と同じであります。議員の期末手当を上げるほど市民の暮らしはよくなっていないこと、市民の平均給与が年間300万円であり、ボーナスのない市民も多いのです。このような社会情勢を考えると上げるべきではないこと、来年は6月と12月支給分合計で0、15か月上げるとしているが、今回6月分までさかのぼり12月に0、15か月分上げるのは疑問に感じます。人事院勧告があったからという理由で上げるという行為は、市民の税金で働いている議員としてあるべき姿ではないと考えます。

半田市特別職報酬等審議会での平成25年度の半田市特別職の報酬等についての答申を見ますと、これまでの財政健全化に向けた取り組みの成果が顕著に表れていると言っていますが、審議会は議員報酬に対して現行額を据え置くと判断しています。

本来報酬審議会にかけるべきであります。期末手当はこの審議会条例の対象にならないので、議員自らが常滑市の財政状況をしっかり把握し、適切な判断をすべきではないでしょうか。一杯仕事をして成果を出しているならば大幅増額してもいいと市民は思うでしょう。仕事をしていると思っているので増額を要望したのでしょうか。

また、今回の人事院勧告でこれらの議案を出さなかったのは名古屋市であり、特別職の議案を出さなかったのは高浜市と長久手と聞いております。長久手市は否決、みよし市は9対9の同数になり否決、豊明市は5人の議員の反対があったが可決された。日進市は事前に修正案を出し可決としたなど、各々の市町の状況が違うので、いくら人事院勧告といえども、議員はお手盛りと言われないう、しっかり議員間討論をし決定すべきであると考えます。

以上の理由から議案第92号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について反対といたします。

賢明なる議員諸氏の皆様、市民は選挙の時、会派に入れたのではなく個人に入れています。会派の党議拘束に縛られることなく、今説明をした現実をご自分でしっかり判断をしていただき、私どもの討論にぜひご賛同をお願いいたします。